

令和5年(2023年)6月21日

各地域包括支援センター管理者 様  
各指定居宅介護支援事業所管理者 様

宝塚市介護保険課長

要支援者に係るケアマネジメントの運用の一部変更について(通知)

本市の要支援者に係るケアマネジメントについては、平成29年4月の介護予防・日常生活支援総合事業(以下「総合事業」という。)の開始時に、当該総合事業に係るケアマネジメント(以下「介護予防ケアマネジメント」という。)を介護予防支援と同様に運用することとし、令和2年の改正を経て、現在に至っています。しかしながら、高齢者人口の増加に伴い、地域包括支援センター及び居宅介護支援事業所の介護支援専門員等の業務負担は増大している現状にあります。

については、介護支援専門員の事務負担を軽減するため、本市の介護予防支援と介護予防ケアマネジメントの運用を下記のとおり一部変更することとしましたのでお知らせします。

記

1 介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの運用の一部変更

(1) 変更の内容

変更前	ケアプランの計画期間・評価期間は、最長12か月とする。
変更後	ケアプランの計画期間・評価期間は、対象者ごとの認定有効期間に準ずるものとする。

(2) 趣旨等

要支援者の介護予防支援においては、国の基準で、少なくとも、3か月に1回、訪問によるモニタリングを行うこと等が規定されていますが、ケアプランの計画期間・評価期間の設定については、特に規定がないことから、結果的に、各市町村の判断にまかされています。

本市においては、ケアプランの計画期間・評価期間を介護予防支援で最長12か月とする運用を行っており、総合事業も同様の運用を行っています。

しかしながら、本市の要支援者の介護度は、データの的に、1年の経過後も6割~7割程度の方に変化が見られないことや、介護業界の人材不足等を考慮し、介護支援専門員等の事務負担を軽減する必要があることから、今般、介護予防支援・介護予防ケアマネジメントのケアプランの計画期間・評価期間を上記(1)のとおり変更することとしたものです。

(3) 変更日 令和5年7月1日

## 2 留意事項

- (1) 変更後の運用（「対象者ごとの認定有効期間に準ずるもの」）は、計画期間の初日が令和5年7月1日以降の日となるケアプランに適用します。
- (2) ケアプランのうち、計画期間の初日が令和5年6月30日以前の日となるものは、変更前の「最長12か月」を継続し、令和5年7月1日以降、新たなケアプランを作成する際（要支援認定の更新、区分変更、利用サービスの変更等）に、変更後の「対象者ごとの認定有効期間に準ずるもの」を適用します。
- (3) 少なくとも3か月に1回、訪問によるモニタリングを行うこと等、その他の運用については、令和5年7月1日以降も、現行のとおりです。
- (4) 詳細な運用については、介護予防ケアマネジメント業務の手順等でお示しする予定です。

## 3 問い合わせ先

宝塚市健康福祉部介護保険課 給付担当

電話：0797-77-2136